

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成19年2月22日(2007.2.22)

【公開番号】特開2004-215278(P2004-215278A)

【公開日】平成16年7月29日(2004.7.29)

【年通号数】公開・登録公報2004-029

【出願番号】特願2004-700(P2004-700)

【国際特許分類】

H 04 L 12/58 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 L 12/58 1 0 0 Z

G 06 F 13/00 6 1 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成19年1月5日(2007.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子メールの最適なメッセージボディが望まれている旨の指示を含む、メッセージに対する要求を、電子メールサーバの構成要素で受信すること、

前記電子メールサーバの構成要素と関連付けられたデータストアにアクセスすることおよび入手できるメッセージボディのフォーマットを変換することと無関係に入手できる前記メッセージの前記最適なメッセージボディを決定すること、および

前記最適なメッセージボディのフォーマットを変換すること無く前記最適なメッセージボディを読み出して返すこと

を含むコンピュータ実行可能命令を記録したことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項2】

前記要求は、前記メッセージが配置されるフォルダの同期の要求を含むことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項3】

前記要求は、電子メールメッセージの複写の要求を含むことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項4】

前記指示は、前記要求とともに含まれるフラグを含むことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項5】

前記決定することは、入手できるメッセージのボディを優先順位にしたがって評価することを含むことを特徴とする請求項1に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項6】

コンピュータ読み取り可能な記録媒体上で具現化されるデータ構造であって、

電子メールメッセージに対する要求を含む第1のデータフィールドと、

前記電子メールメッセージの最適なメッセージボディが望まれる指示を含む第2のデータフィールドと

を含むことを特徴とするデータ構造。

【請求項 7】

前記要求は、前記メッセージが配置されるフォルダの同期の要求を含むことを特徴とする請求項 6 に記載のデータ構造。

【請求項 8】

前記要求は、電子メールメッセージの複写の要求を含むことを特徴とする請求項 6 に記載のデータ構造。

【請求項 9】

前記指示は、前記要求とともに含まれるフラグを含むことを特徴とする請求項 6 に記載のデータ構造。

【請求項 10】

前記第 1 のデータフィールドは、複数の電子メールデータオブジェクトに対する要求を含み、

前記第 2 のデータフィールドは、前記電子メールデータオブジェクトの少なくとも一つのプロパティが望まれ、および前記少なくとも一つのプロパティが適切に定義されていない場合に電子メールデータオブジェクトが返される指示を含む、

ことを特徴とする請求項 6 に記載のデータ構造。

【請求項 11】

前記要求は、前記電子メールデータオブジェクトが配置されるフォルダの同期の要求を含むことを特徴とする請求項 10 に記載のデータ構造。

【請求項 12】

前記要求は、データオブジェクトの複写の要求を含むことを特徴とする請求項 10 に記載のデータ構造。

【請求項 13】

前記指示は、前記要求とともに含まれるフラグを含むことを特徴とする請求項 10 に記載のデータ構造。

【請求項 14】

前記少なくとも一つのプロパティは、メッセージのヘッダを含むことを特徴とする請求項 10 に記載のデータ構造。

【請求項 15】

前記電子メールデータオブジェクトは、電子メールメッセージを含むことを特徴とする請求項 10 に記載のデータ構造。

【請求項 16】

データオブジェクトの少なくとも一つのプロパティが望まれている旨の指示を含む、フォルダ内のデータオブジェクトに対する要求を受信すること、

前記要求および前記指示に応じて、前記フォルダおよび前記フォルダ内のデータオブジェクトにアクセスすること、および前記フォルダ内の各データオブジェクトについて、

前記少なくとも一つのプロパティが前記データオブジェクト内に適切に定義されている場合に、当該データオブジェクトについて前記少なくとも一つのプロパティを読み出し電子メールクライアントの構成要素に返信すること、および

前記少なくとも一つのプロパティが前記データオブジェクトについて適切に定義されていない場合に、前記データオブジェクトを読み出し前記電子メールクライアントの構成要素に返信すること

を含むコンピュータ実行可能命令を記録したことを特徴とするコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項 17】

前記要求は、前記データオブジェクトが配置されるフォルダの同期の要求を含むことを特徴とする請求項 16 に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項 18】

前記要求は、前記電子メールメッセージの複写の要求を含むことを特徴とする請求項 1

6に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項19】

前記指示は、前記要求とともに含まれるフラグを含むことを特徴とする請求項16に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。

【請求項20】

前記少なくとも一つのプロパティは、メッセージについてのヘッダを含むことを特徴とする請求項16に記載のコンピュータ読み取り可能な記録媒体。